

意見書案第13号

福島第一原子力発電所事故により発生した汚染水（ALPS処理水）の海洋放出中止を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和5年10月10日

川崎市議会議長 青木功雄様

提出者	川崎市議会議員	宗田裕之
	〃	井口真美
	〃	渡辺学
	〃	石川建二
	〃	後藤真左美
	〃	小堀祥子
	〃	市古次郎
	〃	齋藤温

福島第一原子力発電所事故により発生した汚染水（ALPS処理水）の海洋
放出中止を求める意見書

政府は、本年8月22日、東京電力福島第一原子力発電所から発生した汚染水を多核種除去設備（ALPS）によって処理したALPS処理水の海洋放出について決定し、同月24日より海洋放出が開始された。

核燃料が溶け落ちたデブリに接触して汚染された水は、ALPSで処理しても、トリチウムが除去できないだけでなく、それ以外のセシウム、ストロンチウムなどの放射性物質についても国の規制基準を下回るとはいえ含まれている。

平成27年8月、政府と東京電力は、福島県漁業協同組合連合会に対し、東京電力福島第一原子力発電所から発生する汚染水について、関係者の理解なしにはいかなる処分も行わない、と文書により約束を交わしているが、今般の政府の海洋放出の決定にあたって、全国漁業協同組合連合会は、漁業者や国民の理解を得られない海洋放出に反対する立場は変わらないと表明している。

直近の報道機関の世論調査では、海洋放出に関する政府の説明について、不十分と回答した人は81.9%に上り、国民の理解を得られているとは言い難い。

地方議会においても、福島県内のおよそ4割に当たる23の市町村議会が海洋放出に関する意見書を可決し、方針の撤回や反対、陸上保管、風評被害対策や丁寧な説明等を国に対して求めている。

また、国連人権理事会の普遍的・定期的レビューの日本に対する第4回審査において、処理水の放出は太平洋諸島フォーラムの独自評価の結果を待つこと、太平洋の人々と生態系を守るよう代替案を策定すること、安全性について満足がいく科学的根拠を更に示すことなく処理水の放出は行わないことなど、6か国から12の勧告を受けている。

よって、国におかれては、モルタル固化や大型タンク保管、広域の遮水壁の設置等についての真剣な検討と対策を行い、海洋放出を直ちに中止するよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

宛て

農林水産大臣

経済産業大臣

環境大臣

福島原発事故再生総括担当大臣